

令和 4 年 6 月 6 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00999

研究課題名(和文) ヴェトナム黎朝期における明清法受容の実態

研究課題名(英文) Actual Condition of Acceptance of Ming and Qing law in the Le Period, Vietnam

研究代表者

八尾 隆生 (YAO, TAKAO)

広島大学・人間社会科学研究科(文)・教授

研究者番号：50212270

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、まずヴェトナム黎朝期の法令集の活字化・電子化作業を行い、黎朝草創期の『国朝刑律』が、既に黎朝後期には根本法の実態が無かったことを明らかにし、ついで黎朝後期の法令集と明清法との比較分析を行うことにより、明清法の影響力の大きさを示すことを目的とした。結果、研究期間中に『国朝刑律』が黎朝最盛期を築いた5代聖宗期の「洪徳律」に基づくとする通説を批判した解題(中国語論文としても公開)付きの校合本を出版し、『国朝刑律』に見られる「貶資」「充軍」といったヴェトナム独特の刑が、黎朝後期にはすでに意味をなしていなかったと結論づける論文二本、学会報告二回を公開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本科学研究の成果に基づき、『国朝刑律』を公刊したことで、過去の別の科研実地調査で偶然収集した文書群中の裁判文書を再検討することで、前近代ヴェトナムの国法のもつ効力の効果と限界(実態との乖離)などが明らかとなるであろう。この作業は2021年より始まった報告者が代表を務める科研(基盤B)にてすでに始まりつつある。さらに中国法はもちろんのこと、それを摂取した隣国である朝鮮(高麗、李朝)、日本などの最新の法制史研究との研究協力が可能となるであろう。

研究成果の概要(英文)： In this study, I first performed the printing and digitization of the lawbook of the Le Dynasty and clarified that the "Le Penal Code" in the early days of the Le Dynasty had no actual state of the fundamental law in the latter half of the Later Le Dynasty. The purpose was to show the magnitude of the influence of the Ming and Qing dynasties by conducting a comparative analysis of the lawbook of the Le Dynasty and the Ming and Qing dynasties.

As a result, I published the revised version with a commentary (also published as an article in Chinese) that criticized the myth that the "Le Penal Code" was based on the "Hong Duc code" of the 5th king Le Thanh Tong, which established the heyday of the Le Dynasty during the research period. In addition, I published two articles and two academic reports concluding that the Vietnam-specific punishments such as "Relegation" and "Enlistment" found in the "Le Penal Code" did not make sense in the latter half of the Le Dynasty.

研究分野：東洋史学

キーワード：国朝刑律 黎朝 黎聖宗 貶資 充軍 五刑 皇越律例

1. 研究開始当初の背景

ヴェトナム前近代法制史研究においては二つの通説とされている事柄、①15世紀前半に成立したヴェトナム黎朝の根本法である『国朝刑律』が、黎朝前期の最盛期を築いた5代聖宗期(1460-1497)の「洪徳律」に概ね基づくものである、②「黎朝根本法」すなわち『国朝刑律』とそれに続く「阮朝根本法」である『皇越律例』には大きな「断絶性」がある、が存在し、それに基づいた研究がヴェトナム本国や諸外国でも行われてきた。特にヴェトナム本国では多くの専門家ですらヴェトナム語訳本を用いて研究を行うという信じられない状況が続いていたため、当然ながら原本の詳細な史料批判に基づく原本の成立年代に関する疑問すらおこらず、欧米圏での研究も詳細な英訳本が出た後は、同様の事態が続いている。

2. 研究の目的

本研究では上記の通説が厳密な資史料考証を経たものではないことから、そもそも『国朝刑律』は、明の制度を大幅に導入しようとした聖宗による廃止の可能性があったこと、既に黎朝後期には根本法の実態を有していなかったことなどを明らかにする。ついで黎朝後期の他の法令集と明清法との比較分析を行うことにより、明清法の影響力の大きさを示し、清律の丸写しに等しいと評価されている阮朝(1802-1945)初期に発布された『皇越律例』とそれらの法令には、従来言われていたほどの「断絶性」は無いことを示す。それにより、上記1.「研究開始当初の背景」で示した二つの通説を退け、新しいヴェトナム前近代、特に黎朝期の法制史像を全面的に再構築することが目的である。

3. 研究の方法

上述の申請者の考えを論証するためには、黎朝後期の法体系にどこまで明清法の影響があったか、そして明清律直接採用の痕跡がなかったかを精査する必要がある(例えば量刑基準等について)、同時に実際の判例集も調べる必要がある。関連する史料はヴェトナム・ハノイにある漢喃研究院、ヴェトナム国家第一公文書センター、東京の慶應義塾大学斯道文庫内ガスパルドヌ文庫、旧山本達郎氏蔵本を保管する東洋文庫で検索する一方、ヴェトナム碑文集(漢喃研究院所蔵の拓本約3万枚を影印出版したもの)にある裁判関連碑文を丁寧に当たるしかない。また過去の他科研実地調査で偶然収集した文書群中の裁判文書も再検討が必要である。

こうした作業と並行して、中国法はもちろんのこと、それを摂取した隣国である朝鮮(高麗および李王朝)、日本などの最新の法制史研究を参照する必要があることは言うまでもない。このヴェトナム法制史の域を超える活動に関して、2021年度からは報告者が研究代表者を務める科研(基盤研究B、2021~23年度)「ベトナム近世文書の東アジア文書世界における位置づけ」において、研究分担者である大阪大学招聘教授桃木至朗氏(現在はヴェトナム・日越大学客員教員)の主催するオンライン研究会「ベトナム文書研究会」にて中国、日本、朝鮮を専門とする歴史家の報告に参加することで、大いに触発され、報告者も下記の4.にある研究成果の一部を口頭にて報告し、貴重なアドバイスを、情報提供を受けた。

4. 研究成果

研究を開始するに当たり、まずはさまざまな法制史料比較の根幹となる『国朝刑律』の校合作業を本格化した(作業自体は1996年あたりからであったが、本格的に校勘注をつけるなどの完成に向けての最終作業の開始は2017年度より)。ただ、通説を批判した「解題」(既発表の論文3本を合体し、整理したもの)で多くの黎朝期の他の法令書も使用していたため、出版元とも検討の結果、それらもすべて「付録」として出版することになり、それらの法令書の校合作業も研究内容に加わるようになった。さらには初校が出た後で、「解題」の部分に重大な誤りを発見したことにより、京都大学人文科学研究所、同大学文学部図書館などでの引用史料原本の確認などに手間取ったこと、中国とは異なる漢字俗字、避諱字などの作成に印刷現場が相当苦労したことなどにより、公刊にこぎつけたのは2020年であった。

同書刊行後しばらくして、慶應義塾大学法学部よりオンライン研究会での報告依頼があり、「解題」を中心としたヴェトナム法制史に関する報告を行った他、中国人研究者の要請により、李蘇書(東京大学東洋文化研究所)の翻訳により、「解題」部分が独立した中国語雑誌論文として公刊されている。同書は数部を国内及びヴェトナム、中国の研究機関に寄贈したが、その縁で、『国朝刑律』を主史料としてヴェトナム前近代法制史をテーマに博士論文を書く予定の社会人院生(ヴェトナム国家大学ヴェトナム学院所属の職員)の外国人論文副指導官を兼任することとなった。

こうした出版作業と並行して、黎朝後期の法令書との比較研究を2019年から開始したが、20年の電子化作業は学生アルバイトがコロナ禍に遮ったため、遅々として進まず、やむなく電子化の完成していた史資料や年代記『大越史記全書』を用いて『国朝刑律』の各条文との比較研究を行った。

研究対象はヴェトナム律と中国律で違いの著しい刑罰体系にしぼりこんだ。『国朝刑律』に特徴的みられる爵位（公侯伯子男の五等爵とは別のヴェトナム独自の爵制）を降格させる「貶資」刑に注目し、通史的研究を行った結果、同刑は黎朝後期にはほとんど見られず、同時期には運用されていないことを証明した。ただし、爵位の一つである「資」制度自体は黎朝後期でも延々して残り、その機能を今後も中国の爵制を参考に研究することが必要である。

この研究には上記科研（基盤研究B）の研究分担者である蓮田隆志氏（立命館アジア太平洋大学准教授）より、黎朝が発行した「神勅」にも「爵」は厳然として残っており、それが阮朝期に入ると消滅するとの非常に有益な情報を上述のオンライン研究会で得た。この科研研究期間内にこの論文の続編を書く予定である。

コロナ禍で国内、国外への研究出張が不可能となったため、研究期間を一年延長し、既存史料の電子化継続を模索する一方、次に刑罰体系の一つである「充軍」刑に対する考察を行った。研究手法は「貶資刑研究」とほぼ同様である。その結果、黎朝では「充軍」という中国明朝の刑罰（真犯死罪以外の者には贖罪制度を適用するというもの）を取り込んだものの、徒流刑を大規模な贖罪制度で代替させた形跡は存在しなかった。「充軍」という用語は黎朝期の法令集にいくつか確かにみられるが、そもそも「充軍」という刑がなぜ明で生まれたかを十分に理解しないまま刑罰だけを取り込んだため、ヴェトナムでは結局有期刑ではない徒流刑（中国律では有期刑）と合体する形になった、そして聖宗以降は明律にこだわる理由が無くなったため、黎朝後期には消滅したと考えるのが妥当であるとの結論に至った。上記二つの研究成果は口頭報告及び論文公開を行っている。

黎聖宗は明律条文の大幅な導入を行ったが、その理解が不十分であったこと、黎朝以前の唐律の影響を強く受けた『国朝刑律』の全面廃止に踏み切れなかったことで、その法制改革は成功には至らず、実効性はないものの同書は黎末まで「根本法典」でありつづけた。しかし莫朝期及び黎朝後期には、明清法の影響を強く受けた法令が多く出され、結果、黎朝の後継者である阮朝の編纂した『皇越律例』は、しばしば『大清律例』の単なるコピーであると評価されるが、黎朝後期の諸法令とある程度の連続性があったと考えられる。

研究期間終了間近になって、中国四国歴史学地理学協会事務局から2022年度の研究大会記念講演を依頼された。『国朝刑律』及び関連する黎朝期の法令集研究をもとにした講演を行うことになっているが、その場では、ヴェトナム史における黎朝前期（1427-1527年）の時代性にも拘ってみたい。

東洋史学の世界では昨今東アジアと東南アジアをひとつのものとして考えようという動きが顕著である。そして両地域の独自性を尊重しつつも、類似性を指摘する論調が多い。ヴェトナム史学の世界では、上記桃木氏が14世紀（陳朝末期）を「ベトナム史の分水嶺」とする意見を既に主著で公にされている。つまりそれ以前が「中世」であり、その後の黎朝前期は「近世」のはじまりの時期にあたり、八尾の13年前の著書でもそのように結論づけている。かたや中国史の方からは多く明末清初の16世紀以降を「近世」と見る研究者も多く、そうなると「ヴェトナムが中国の先を行っている」ことになってしまう。こうした齟齬を知ってか知らずか、近刊の『岩波講座 世界歴史』12では「東アジアと東南アジアの近世—15世紀～18世紀」としているが、『国朝刑律』の刊行された15世紀のヴェトナムの位置づけは数ある掲載論文でも極めて歯切れが悪い。そうした疑問に十全に応えられる講演になるかどうかは正直自信がないが、講演後、「講演論文」が同協会の雑誌に掲載される予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 八尾 隆生	4. 巻 311
2. 論文標題 ヴェトナム黎朝期「充軍」考	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 史学研究	6. 最初と最後の頁 48-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八尾 隆生（著）、李ワ書（訳）	4. 巻 15
2. 論文標題 《大越黎朝国朝刑律》解題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中国古代法律文献研究	6. 最初と最後の頁 258-303
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 八尾 隆生	4. 巻 52
2. 論文標題 ヴェトナム黎朝期貶資制度の変遷	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 慶應義塾大学言語文化研究所紀要	6. 最初と最後の頁 227-242
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Yao Takao	4. 巻 13
2. 論文標題 Trends in the Study of Premodern Vietnamese Epigraphy as Historical Sources: Vietnam and Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Asian Research Trends New Series	6. 最初と最後の頁 31-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 八尾 隆生
2. 発表標題 ヴェトナム黎朝期「充軍」考
3. 学会等名 広島史学研究会2021年度大会東洋史学部会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Momoki Shiro and YAO Takao
2. 発表標題 Research in Vietnamese History in Japan and Dr. John Whitmore 's scholarship
3. 学会等名 Yale-CSEAS Workshop on the work of Dr. John K. Whitmore (国際学会)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 八尾 隆生	4. 発行年 2020年
2. 出版社 汲古書院	5. 総ページ数 598
3. 書名 大越黎朝 國朝刑律	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------